

著名人のおすすめは信頼できる？

【物語編】

■大学食堂

薫と茉奈は Youtube 雑談、翔平はスマホゲームをしている

薫「茉奈、この前言ってたスキマ時間でできるバイト、あれどうなった？」

茉奈「うん。お試しでやってみただけど、自分に合いそうだからやろうと思ってるよ。」

薫「へえ～、いいじゃ～ん。どんな仕事だっけ？」

茉奈「うーん、なんて言ったらいいのかな。女性限定なんだけど、ネットで人の相談に乗る仕事、って感じかな。」

薫「ふーん、なんか変わった仕事だね。」

茉奈「うん、最初は 15 分単位で働けるってところに惹かれたんだけど、お試しでやってみたら相談相手の方？ 多分年配の女性だったんだけど、すごく感謝されてさ。話すだけで人の役に立てるならいいなって。」

薫「なんか茉奈らしいね。でもそんなレア仕事どうやって見つけたの？」

茉奈「アクシーさんの YouTube で会計の勉強したら「社会人にもおすすめの副業」って広告が出てきてね。それでこの募集サイトに繋がって。」

[PC 画面を薫に見せる](#)

薫「あ、アクシーさん本人が広告やってるんだ！写真載ってるし「おすすめします」って書いてるね。えー、私もやってみようかな。できるか不安だけど。」

茉奈「それなら教材が充実してるから安心だよ。まあ、先に教材を買わないといけないのがちょっとネックだけど。」

[スマホゲームをしていた翔平、茉奈の言葉が気になって反応する](#)

翔平「ちなみにその教材っていくらするの？」

茉奈「え？ 3万円・・・まあ、まだ払ってないけど。」

翔平「それ大丈夫？」

茉奈「いや、確かに安くはないけど・・・謝礼金も悪くないし、3万円払ったとしてもすぐ取り返せそうだから大丈夫。」

翔平「ふーん。で、いくら貰えたの？ そのお試し仕事。」

茉奈「いや、まだ貰ってない。謝礼金はサイト経由で入金されるからちょっとタイムラグがあつて。」

翔平「それって詐欺じゃないの？・・・他にもお金を要求されたりしてない？」

茉奈「・・・あとは回線利用料も。相談乗る時の・・・え、おかしいかな？」

三人の間に気まずい沈黙が流れる

【解説編】

■大学食堂

天の声「今は様々な SNS を使った詐欺が発生しています。被害に遭わないために「『うまい話』はないと1度立ち止まって」考えることが大切です。」

茉奈「これは詐欺・・・なんですか？」
まだ信じられない感じ

スマホを見ながら

翔平「調べてみたけど、アクシーさん本人の SNS で「私の写真つきで、副業をお薦めしているような広告があるようですが、それらには、私は一切関与しておりませんって注意喚起してあるよ。」

言い終わりで再び調べ始める

天の声「これはまさに著名人になりすまして勧誘する「著名人 SNS 詐欺」です。知っている著名人がお薦めしていると信頼してしまいますよね。そこに付け込んでいます。」

ショックを受け

茉奈「やっぱりそうだったんだ・・・疑う気持ちはあったんですけど、アクシーさんの YouTube でおススメ広告が出たので、すっかり信じてしまいました。」

天の声「そして茉奈さんが始めようとしている副業サービス、こちらも副業詐欺の可能性が高いですね。

1 回の支払額が小さかったり、ポイント制度を導入したり、支払いの仕組みをわかりにくくすることで、被害者が現金を振り込む心理的なハードルを下げています。

もし手続きをしていったん支払いを始めてしまうと自分では抜け出すことが難しいと言われていきます。」

スマホで調べおわって

翔平「やっぱり茉奈が利用していたサイトは副業詐欺だと思うよ。」

画面を見せる

茉奈「ほんとだ・・・」

絶句

天の声「このように SNS を通じたさまざまな詐欺があります。「著名人 SNS 詐欺」や「副業詐欺」だけだと実際の被害がイメージしにくいかもしれませんが、これらはさまざまな情報セキュリティの脅威につながっています。

たとえばこのような詐欺サイトに登録してしまうと、抜き取られた情報を悪用されることにより、詐欺メールが送られてきたり、クレジットカードを不正利用されたりといった被害を受けるおそれがあります。

インターネットサービスの多様化や拡大は生活に大きな利便性をもたらしている一方で、インターネットサービスを狙った情報の不正取得も広がっています。」

薫「もしも、実際に詐欺にあった場合はどうすればいいんでしょうか？」

PC を操作しながら

茉奈「そう。解約の手続きを確認してるんだけど、ぜんぜん見つからないんです。」

天の声「これはそもそも解約を妨害するようなダークパターンでデザインされているかもしれません。」

翔平「ダークパターンって何ですか？」

天の声「ダークパターンは、一般的に、消費者が気付かない間に不利な判断・意思決定をしてしまうよう誘導する仕組みのウェブデザインなどを指すとされています。

例えば、特定の情報にアクセスするために消費者にユーザー登録を強要する【強制】や、事業者により有利な選択肢が事前に選択されている【インターフェース干渉】など、様々なパターンがあります。

今回のように、解約方法を一般消費者に対して不明瞭とすることで購入者の契約の解除権の行使を困難とするものなどは、【妨害】のダークパターンに該当すると指摘されています。

例えば、退会の手続きを提供していたとしてもここに示した例のように電話のみの対応で、受付時間も短く設定されている場合は、【妨害】にあたると言えます。

このようにダークパターンに該当する場合は、消費者庁に相談することができます。

また実際に詐欺にあったかと思った場合は警察庁でも相談電話が設置されています。」

茉奈「相談できるところが用意されているんですね。」

天の声「繰り返しますが「『うまい話』はないと 1 度立ち止まって」考えるように注意してください。」

茉奈、薫、翔平「わかりました。」